

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案					現行						
別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)						
(略)					(略)						
第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書					第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書						
1~5 (略)					1~5 (略)						
6 自己資本比率の状況					6 自己資本比率の状況						
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法						
(単位:百万円)					(単位:百万円)						
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
(略)			(略)			(略)			(略)		
資 本 準 備 金						資 本 剩 余 金					
その他資本剰余金			(略)			その他資本剰余金			(略)		
(略)			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た 額			(略)			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た 額		
負債性資本調達手段等			信用リスク・アセット調整額			負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示 に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上 回る額に12.5を乗じて得た 額		
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク 相 当 額 調 整 額			負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
期限付劣後債務及び期 限付優先株			リスク・アセット等計(G)			期限付劣後債務及び期 限付優先株			Tier1 比 率 (A/G)	%	%
補完的項目不算入額			Tier1 比 率 (A/G)	%	%	補完的項目不算入額			自己資本比率(F/G)	%	%
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補 完 的 項 目 (B)					
(略)					(略)						
第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表					第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表						
(単位:百万円)					(単位:百万円)						
科 目	金 額		科 目	金 額		科 目	金 額		科 目	金 額	
(略)			(略)			(略)			(略)		
繰 延 税 金 資 産			そ の 他 負 債			繰 延 税 金 資 産			そ の 他 負 債		
支 払 承 諾 見 返			未 払 法 人 税 等			支 払 承 諾 見 返			未 払 法 人 税 等		
貸 倒 引 当 金			リ ー ス 債 務			貸 倒 引 当 金			リ ー ス 債 務		

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案				現行			
		資 産 除 去 債 務 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 (略)				(新設) そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 (略)	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）</u></p> <p>(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>				<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>			

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案	現行																																																																																																																																																																																				
<p>別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align:center;">(略)</p> <p style="text-align:center;">第1 第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 長期利付国債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 中期利付国債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 割引国債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 国庫短期証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">信用リスク・アセット調整額</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> 期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長期利付国債					中期利付国債					割引国債					国庫短期証券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額			期限付劣後債務及び期限付優先株						オペレーショナル・リスク相当額調整額						リスク・アセット等計(G)			<p>別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align:center;">(略)</p> <p style="text-align:center;">第1 第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 商品有価証券の内訳</p> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>額面金額</th> <th>取得原価</th> <th>当期末残高</th> <th>当期末手元現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商 品 国 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 長期利付国債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 中期利付国債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 割引国債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> 政府短期証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 地 方 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>商 品 政 府 保 証 債</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の商品有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> <th>項 目</th> <th>前期末</th> <th>当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債性資本調達手段等</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td> 期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	商 品 国 債					長期利付国債					中期利付国債					割引国債					政府短期証券					そ の 他					商 品 地 方 債					商 品 政 府 保 証 債					その他の商品有価証券					計					信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	(略)			(略)			負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株		
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																	
商 品 国 債																																																																																																																																																																																					
長期利付国債																																																																																																																																																																																					
中期利付国債																																																																																																																																																																																					
割引国債																																																																																																																																																																																					
国庫短期証券																																																																																																																																																																																					
そ の 他																																																																																																																																																																																					
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																					
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																					
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																					
計																																																																																																																																																																																					
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																
(略)			(略)																																																																																																																																																																																		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																																		
負債性資本調達手段			信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																																																																		
期限付劣後債務及び期限付優先株																																																																																																																																																																																					
			オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																																																																		
			リスク・アセット等計(G)																																																																																																																																																																																		
種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高																																																																																																																																																																																	
商 品 国 債																																																																																																																																																																																					
長期利付国債																																																																																																																																																																																					
中期利付国債																																																																																																																																																																																					
割引国債																																																																																																																																																																																					
政府短期証券																																																																																																																																																																																					
そ の 他																																																																																																																																																																																					
商 品 地 方 債																																																																																																																																																																																					
商 品 政 府 保 証 債																																																																																																																																																																																					
その他の商品有価証券																																																																																																																																																																																					
計																																																																																																																																																																																					
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																																																																																
(略)			(略)																																																																																																																																																																																		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																																																																																																		
負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																																																																																																		
期限付劣後債務及び期限付優先株																																																																																																																																																																																					

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案						現行					
補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%			リスク・アセット等計(G)			
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目不算入額		Tier1 比率 (A/G)	%	%	
(略)						(略)					
第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表 (単位: 百万円)						第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表 (単位: 百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額			科 目	金 額	科 目	金 額		
(略)		(略)				(略)		(略)			
リース資産		売付債券				リース資産		売付債券			
建設仮勘定		金融派生商品				建設仮勘定		金融派生商品			
その他の有形固定資産		リース債務				その他の有形固定資産		リース債務			
無形固定資産		資産除去債務				無形固定資産		(新設)			
ソフトウェア		その他の負債				ソフトウェア		その他の負債			
(略)		賞与引当金				(略)		賞与引当金			
		(略)						(略)			
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。						1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。					
(1)~(3) (略)						(1)~(3) (略)					
(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>						(新設)					
(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>						(新設)					
(6) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u>						(新設)					
(7)~(29) (略)						(4)~(26) (略)					
2~7 (略)						2~7 (略)					
(以下略)						(以下略)					

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案						現行					
別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)						別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)					
(略)						(略)					
第1 第 期中 [年 月 日から] 中間事業概況書						第1 [年 月 日から] 中間事業概況書					
1・2 (略)						1・2 (略)					
3 連結自己資本比率の状況						3 連結自己資本比率の状況					
信用リスク・アセット算出手法						信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末		項 目	前期末	当中間 期末	
	(略)			(略)				(略)			
	期限付劣後債務及び期 限付優先株			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た 額				オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た 額			
				信用リスク・アセット調整額				旧所要自己資本の額に告示 に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上 回る額に12.5を乗じて得た 額			
				オペレーショナル・リスク 相 当 額 調 整 額				リスク・アセット等計(G)			
				リスク・アセット等計(G)				リスク・アセット等計(G)			
	補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A/G)	%	%		Tier1 比率 (A/G)	%	%	
	補 完 的 項 目 (B)			自 己 資 本 比 率 (F/G)	%	%		自 己 資 本 比 率 (F/G)	%	%	
(略)						(略)					
第2 中間連結財務諸表						第2 中間連結財務諸表					
1 (略)						1 (略)					
2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表						2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表					
(略)						(略)					
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。						1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。					
(1)~(3) (略)						(1)~(3) (略)					
(4) 金融商品の時価等に関する事項						(新設)					
(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動						(新設)					

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案	現行
<p><u>が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)</u></p> <p><u>(6)~(17)</u> (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>(4)~(15)</u> (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行																																																																																																													
<p>別紙様式第4号 (第81条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 (年 月 日から) 事業概況書 (年 月 日まで)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信用リスク・アセット調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額調整額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</u></p>	信用リスク・アセット算出手法			項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末		(略)			(略)				期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額							信用リスク・アセット調整額							オペレーショナル・リスク相当額調整額							リスク・アセット等計(G)				補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%		補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	<p>別紙様式第4号 (第81条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第1 (年 月 日から) 事業概況書 (年 月 日まで)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先株</td> <td></td> <td></td> <td>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>リスク・アセット等計(G)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補完的項目不算入額</td> <td></td> <td></td> <td>Tier1比率(A/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補完的項目(B)</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本比率(F/G)</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	信用リスク・アセット算出手法			項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末		(略)			(略)				期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額							旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額							リスク・アセット等計(G)				補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%		補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																														
	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																								
	(略)			(略)																																																																																																										
	期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																										
				信用リスク・アセット調整額																																																																																																										
				オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																										
				リスク・アセット等計(G)																																																																																																										
	補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																								
	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																								
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																														
	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																								
	(略)			(略)																																																																																																										
	期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額																																																																																																										
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額																																																																																																										
				リスク・アセット等計(G)																																																																																																										
	補完的項目不算入額			Tier1比率(A/G)	%	%																																																																																																								
	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%																																																																																																								

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行
<p><u>(6)</u>～<u>(23)</u> (略) 2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>(4)</u>～<u>(21)</u> (略) 2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第5号

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第5号 (第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 産 除 去 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u></p> <p>(6) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する持分法損益等に関する事項</u></p> <p>(7)～(20) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債		支 払 承 諾 見 返		未 払 法 人 税 等		貸 倒 引 当 金		リ ー ス 債 務				資 産 除 去 債 務				そ の 他 の 負 債				賞 与 引 当 金				(略)		<p>別紙様式第5号 (第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>未 払 法 人 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td>リ ー ス 債 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>そ の 他 の 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債		支 払 承 諾 見 返		未 払 法 人 税 等		貸 倒 引 当 金		リ ー ス 債 務				(新設)				そ の 他 の 負 債				賞 与 引 当 金				(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債																																																																							
支 払 承 諾 見 返		未 払 法 人 税 等																																																																							
貸 倒 引 当 金		リ ー ス 債 務																																																																							
		資 産 除 去 債 務																																																																							
		そ の 他 の 負 債																																																																							
		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債																																																																							
支 払 承 諾 見 返		未 払 法 人 税 等																																																																							
貸 倒 引 当 金		リ ー ス 債 務																																																																							
		(新設)																																																																							
		そ の 他 の 負 債																																																																							
		賞 与 引 当 金																																																																							
		(略)																																																																							

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第6号

改正案				現行			
別紙様式第6号(第82条第1項及び第6項関係)				別紙様式第6号(第82条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表(年 月 日現在)				第1 第 期 決 算 公 告 (略) 貸借対照表(年 月 日現在)			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
リ ー ス 資 産		売 付 債 券		リ ー ス 資 産		売 付 債 券	
建 設 仮 勘 定		金 融 派 生 商 品		建 設 仮 勘 定		金 融 派 生 商 品	
その他の有形固定資産		リ ー ス 債 務		その他の有形固定資産		リ ー ス 債 務	
無形固定資産		資 産 除 去 債 務		無形固定資産		(新設)	
ソフトウェア		そ の 他 の 負 債		ソフトウェア		そ の 他 の 負 債	
の れ ん		賞 与 引 当 金		の れ ん		賞 与 引 当 金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)~(3) (略)				(1)~(3) (略)			
(4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(新設)			
(5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)</u>				(新設)			
(6) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項</u>				(新設)			
(7)~(30) (略)				(4)~(27) (略)			
2~7 (略)				2~7 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第7号

改正案	現行
<p>別紙様式第7号(第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表(年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)</u></p> <p><u>(6)～(18) (略)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号(第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間連結貸借対照表(年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(16) (略)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第8号

改正案	現行
<p>別紙様式第8号(第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表(年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</u></p> <p><u>(6)～(24)</u> (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号(第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表(年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(22)</u> (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正案	現行
<p>別紙様式第9号(第87条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 ⎧ 年 月 日から 年 月 日まで ⎫ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員(略)の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、兼職(重要でないものを除く。)の状況を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 社外役員(略)の兼任その他の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、株式会社商工組合中央金庫と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、株式会社商工組合中央金庫と当該他の法人等との関係を記載すること。</p>	<p>別紙様式第9号(第87条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 ⎧ 年 月 日から 年 月 日まで ⎫ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項</p> <p>(1) 会社役員(略)の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があったときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)及び兼職(重要でないものを除く。)の状況を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 社外役員に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 社外役員(略)の兼任その他の状況</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、その事実、及び株式会社商工組合中央金庫と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正案	現行
<p>3 社外役員が株式会社商工組合中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者<u>その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを株式会社商工組合中央金庫が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>4 当金庫の株式に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 大株主 (略) (記載上の注意) 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について、持株数の順に記載すること。</u> 2 剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合には、<u>(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。</u> 3 (略) (4) (略)</p> <p>5 会計監査人に関する事項 (1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意) 1～3 (略) 4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）に記載すること。 (略) 会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第1項の意見があるときは、その意見の内容 (略) 5 (略) (2)・(3) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>3 社外役員が株式会社商工組合中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを株式会社商工組合中央金庫が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。 (2)～(5) (略)</p> <p>4 当金庫の株式に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 大株主 (略) (記載上の注意) 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の<u>総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。</u> 2 剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合には、<u>株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。</u> 3 (略) (4) (略)</p> <p>5 会計監査人に関する事項 (1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意) 1～3 (略) 4 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。 (略) 会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第1項の意見があったときは、その意見の内容 (略) 5 (略) (2)・(3) (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第 10号

改正案	現行
<p>別紙様式第 10 号 (第 87 条第 2 項関係)</p> <p>第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の兼務の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職 (会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)</u>に該当する者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)を記載すること。また、株式会社商工組合中央金庫法第 20 条第 1 項の規定に基づき認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別紙様式第 10 号 (第 87 条第 2 項関係)</p> <p>第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の兼務の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。また、株式会社商工組合中央金庫法第 20 条第 1 項の規定に基づき認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)</u>を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>